

(資料4) 太平洋及び東シナ海海域におけるまぐろ類、かじき類、さめ類に関する
かじき等流し網漁業の資源管理協定

協定発効日 令和4年3月25日

(協定変更日 令和5年3月17日)

(目的)

第1条 本協定は、まぐろ類、かじき類及びさめ類の資源管理に関して、当該水産資源の資源管理の目標の達成及び当該水産資源のかじき等流し網漁業等を対象とする管理区分の漁獲可能量を越えないように漁獲可能量の管理を行うために効果的な資源管理の推進を目的とし、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、まぐろ類、かじき類、さめ類に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、当該まぐろ類、かじき類、さめ類の保存及び管理を図るものである。

(協定管理委員会の設置)

第2条 本協定の円滑な実施のため、協定に関する委員会（以下「協定管理委員会」という。）を設置する。

- 2 協定管理委員会の委員は、全国かじき等流し網漁業協議会（以下「協議会」という。）の理事者で構成し協議会会長が協定管理委員会の委員長を務める。
また、事務局は協議会に設置する。

(定義)

第3条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 めばち 資源管理基本方針別紙3-1に定めるめばち（中西部太平洋条約海域）をいう。
- 二 きはだ 資源管理基本方針別紙3-5に定めるきはだ（中西部太平洋条約海域）をいう。
- 三 びんなが 資源管理基本方針別紙3-12に定めるびんなが（北西太平洋海域）をいう。
- 四 めかじき 資源管理基本方針別紙3-16に定めるめかじき（北西太平洋海域）をいう。
- 五 よしきりざめ 資源管理基本方針別紙3-21に定めるよしきりざめ（北西太平洋海域）をいう。
- 六 かじき等流し網漁業 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下、「許可省令」という。）第2条第10号に掲げるかじき等流し網漁業及び第11号に掲げる東シナ海等かじき等流し網漁業をいう。
- 七 操業 まぐろ類、かじき類及びさめ類の採捕及びそれに付随する探査、投網、揚網その他これに準ずる行為をいう。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業種類)

第4条 本協定の対象となる水域は、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農

林省令第5号。以下、「許可省令」という。)第2条第10号及び第11号により定められた水域とする。

2 本協定の対象となる水産資源の種類は、めばち、きはだ、びんなが、めかじき及びよしきりざめとする。

3 本協定の対象となる漁業の種類は、かじき等流し網漁業とする。

(資源管理の目標)

第5条 本協定における資源管理の目標は、資源管理基本方針別紙3-1、別紙3-5、別紙3-12、別紙3-16、別紙3-21に定める目標とする。

(資源管理の目標の達成のための具体的な取り組み)

第6条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

1. めばち、きはだ、びんなが、めかじき及びよしきりざめ

一 参加者は、漁船毎のかじき等流し網漁業の年間操業日数が漁船毎の直近3か年の最高操業日数を上回らないものとする。ただし、協定管理委員会が別に定める基準に従い、資源状況等を勘案した上で特に必要と認めた場合には、以下のとおりとすることができるものとする。

(1) かじき等流し網漁業以外の漁業を営む兼業操業船が、かじき等流し網漁業の比率を高め操業することを計画した場合、又は新たにかじき等流し網漁業を兼業で営むことを計画した場合であって、協定管理委員会が別に定める基準に従い必要と認めた場合には、当該参加者は、直近3か年の兼業船全船の平均操業日数を上限に、かじき等流し網漁業の操業を行うことができる。

(2) かじき等流し網漁業以外の漁業を営む兼業操業船が、周年操業を計画し協定管理委員会が、協定管理委員会が別に定める基準に従い必要と認めた場合、又は新たにかじき等流し網漁業を専業で営む(周年操業する)ことを計画した場合であって、協定管理委員会が別に定める基準に従い必要と認めた場合には、当該参加者は直近3か年の周年操業船全船の平均操業日数を上限に、かじき等流し網漁業の操業を行うことができる。

二 参加者は、半年毎に漁獲成績報告書を協定管理委員会に提出し漁獲量の報告をするものとする。

(取組の履行確認に関する事項)

第7条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年2回、前条の具体的な履行確認を行うものとする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、国に設置された資源管理協議会において行うこととする。

4 第1項の履行確認は、地区ごとの仕切伝票等に基づく法第30条の漁獲量等の報告又は漁獲成績報告書を基に確認することとする。

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第8条 全ての参加者は、法第30条第1項の規定に基づき、漁獲量又は漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を農林水産大臣に報告するものとする。

- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に国、資源管理協議会及び協定管理委員会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第9条 第6条の具体的な取組の対象水産資源の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象水産資源の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針において当該水産資源又は大臣管理区分に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。
- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、国に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 参加者による本協定の具体的な取組の実施にあたり、当該具体的な取組の履行確認において疑義が認められた場合には、協定管理委員会事務局で精査し協定管理委員会に諮り対応を協議するものとする。

- 2 第1項の協議の結果、協定に違反したことが明らかで、かつ、違反の程度が重大なものであった場合には、協定管理委員会は当該参加者の違反を国に申し出るとともに、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び関係都道府県からの補助を受けることが出来ないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反した年度（及びその翌年度）とする。
- 3 前項の処分を受けた参加者の違反内容が、本協定の存続自体に影響を及ぼしかねない程の極めて重大なものであった場合には、当該参加者は本協定を脱退しなければならない。
- 4 第1項の協議の結果並びに第2項の違反の程度の認定の承認に当たっては、本協定の参加者の決議を経るものとする。

(協定への参加、脱退)

第11条 第2条第1項の協定管理委員会は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとし、本協定への参加は、協定管理委員会が該当参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定管理委員会に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定管理委員会に対して、脱退届出書により本協定からの脱退を申し出るものとし、協定管理委員会が該当脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第 12 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から 5 年間（令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで）とする。

（議決権及び決議）

第 13 条 本協定の参加者の議決権は、1 参加者につき 1 票を有するものとする。

2 本協定の決議は、次項各号に掲げる事項を除き、議決権の過半数をもって行うものとする。

3 次の各号に掲げる事項の決議は、それぞれ当該各号に定める議決権をもって行うものとする。

一 第 10 条第 4 項の協議の結果並びに違反の程度の認定の承認 議決権（当該違反をした参加者の有するものを除く）の 3 分の 2

二 本協定の変更の承認 議決権の 3 分の 2

三 本協定の廃止 議決権の 5 分の 4

（協定管理委員会の機能）

第 14 条 協定管理委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

一 資源管理の目標達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果の検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務。

二 法及び漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）の規定に基づく報告、申請及び届出（本協定の手続を経たものに限る。）に関する事務。

三 その他本協定の手続において協定管理委員会に委任することが決定された事務（訴訟及び不服申立てを除く。）。

2 協定管理委員会は、本協定の手続を経た事項について、協定管理委員のうち任意の者に該当事項の履行に関する代理権を付与することができる。

（その他）

第 15 条 本協定に定めのない事項については、協定管理委員会で協議し決定するものとする。

附則

本協定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

変更後の本協定は、令和 5 年 3 月 17 日から施行する。

（本協定の参加者）

別添、参加者名簿のとおり

協定管理委員会が別途定める基準

資源管理協定第6条第1項第一号に定める基準は、以下のとおりとする。

1. 過去5年間に漁業関係法令の違反や資源管理計画もしくは資源管理協定の不履行がないこと。
2. 資源状況を勘案し資源への悪影響がないと考えられる場合であって、操業計画が妥当なものであること。
3. 資源変動に対応できる弾力性ある漁業経営に転換するためのものであること。

附則

本基準は、令和4年4月1日から施行する。